

- 記入必須項目
- 該当する箇所に レ点 チェック
- 該当する場合は記入
- プルダウンから選択して入力 (エクセル記入の場合)

### 現地調査票

作成日 H 29 年 2 月 1 日

作成日を記入してください。  
※必須項目です

地名地番を記入してください。

**★重要★**  
 現地調査票の項目について、建築計画の前段階で、各市町村等の関係課と十分に協議されたうえで、当センターでの確認申請の手続きを行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

※申請に係る敷地に関する次の事項について、市町村等の担当部署に確認のうえ、その結果を記載してください。  
 (該当する口欄にレ点を入れ、必要箇所に記入してください。)

【補 足】※地域地区は、平成26年3月31日現在(岩手県HP「岩手県の都市計画-資料編-平成27年3月」より抜粋)

都市計画  
区域外  
の場合は、  
記入しない

2以上の地域に  
わたる場合は、  
該当する地域  
すべてをチェック  
してください。

左側には指定容積率  
を記入してください。

右側には指定建蔽率  
を記入してください。

一種低層の場合、  
外壁後退の有無にチェック、  
後退距離がある場合は、  
距離を記入してください。

\*1【風致地区】  
・第一種  
・第三種  
・第四種  
のうち、該当を記入  
※エクセル:プルダウンで入力

\*2【特別用途地区】  
・特別工業地区  
・特別工業地区(第一種)  
・特別工業地区(第二種)  
・特別業務地区  
・特別業務地区(第一種)  
・特別業務地区(第二種)  
・特別業務地区(第三種)  
・特別業務地区(第四種)  
・特別用途地区  
(大規模集客施設制限)  
のうち、該当を記入  
※エクセル:プルダウンで入力

※盛岡広域(盛岡市、滝沢市、矢巾町)は、市街化または市街化調整。それ以外の市町村は、未設定

※"指定なし"は、都市計画区域内で用途が無指定の場合にチェックします。都市計画区域外の場合は、用途指定がないので、チェック不要です。

※風致地区:盛岡市(高松地区、山王地区)、宮古市(浄土ヶ浜地区)  
 ※特別用途地区:盛岡市、矢巾町、花巻市、奥州市、遠野市、久慈市、紫波町  
 ※特定用途制限地域:北上市 ※高度利用地区:盛岡市、北上市、奥州市 ※景観地区:盛岡市(大慈寺地区景観地区)、平泉町(平泉景観地区)  
 ※駐車場整備地区:盛岡市、釜石市、一関市、北上市 ※臨港地区:釜石市、宮古市、大船渡市、久慈市 ※流通業務地区:花巻市  
 ※伝統的建造物保存地区:金ヶ崎(城内諏訪小路)

※地区計画のうち、建築条例有り→盛岡市:盛岡駅前北、釜石市:鈴子、花巻市:星が丘、不動上諏訪、一関市:前堀、奥州市:マイネタウン、下慈田、紫波町:日詰西

※第29条(開発許可:申請者が民間) ※第34条の2(開発協議:申請者が公共団体等) ※第35条の2(変更許可)  
 ※第37条(建築制限等のただし書き許可) ※第41条(開発許可の建ぺい率等の指定) ※第42条(予定建築物等以外の建築等の許可)  
 ※第43条(市街化調整区域における建築許可)  
 ※その他には、都計法第52条の2など該当がある場合に記入  
 ※旧附則第4項許可(H19改正)の場合は、第29条にチェックしてください。  
 ※都市計画施設(道路、公園、一団地など)

都市計画  
区域外  
の場合は、  
記入しない

該当する場合は、  
許可書の写し添付

該当する条文中  
に  
チェックしてくださ

地区名を記入してください。

該当有りの場合、手続きについてチェックしてください。

[道路種別]  
・42条1項1号の場合→1号  
・42条1項2号の場合→2号  
・42条1項3号の場合→3号  
のうち、該当を記入  
※エクセル:プルダウンで入力

※1号(道路法の道路:国道、県道、市町村道) ※2号(都市計画法や土地区画整理法等の道路) ※3号(既存の道路)

[道路種別]  
・42条1項4号の場合→4号  
・42条1項5号の場合→5号  
のうち、該当を記入  
※エクセル:プルダウンで入力

※4号(都市計画法や土地区画整理法等の事業予定道路で指定を受けたもの) ※5号(位置指定道路)

指定幅員・指定日・指定番号  
を記入してください。

※42条2項道路(みなし道路) 所管行政庁と事前協議を行った上で確認申請をしてください。  
 ※道路法第24条、第32条等については、接道に関する占用許可等に係る場合にチェックしてください。

\*1【災害危険区域】  
・第1種  
・第2種  
・第2種区域-A  
・第2種区域-B  
・第2種区域-C  
・第3種  
のうち、該当を記入  
※エクセル:プルダウンで入力

※盛岡市、宮古市、釜石市  
 ※調査(指定図及び衝撃に関する事項)と構造検討資料・図面を添付

※宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、大槌町、野田村

下水道  
(公共、集落排水区域)  
 区域内 処理開始 (  済  未 )  
 浄化槽 (  個人設置  公設 )  汲み取り

宅地造成工事規制区域  内 (  造成有 (  許可済  許可未 )  造成無 )  外

土砂災害特別警戒区域  内 (  区域内に居室有 )・告示検討済  区域内に居室無 )  外

急傾斜地崩壊危険区域  内  外

災害危険区域  内 [ ] \*3  外

県条例第6条(4)の検討  有  無

建築協定区域  有 ( 提出  済  未 )  無

その他の関係法令  
 ※該当する場合は、所管行政庁等で手続きを行ってください。  
 ※チェックは不要です。  
 ・バリアフリー法 ・ひとにやさしいまちづくり条例  
 ・景観条例 ・省エネ法 ・リサイクル法  
 ・出水等の恐れ ・河川区域 ・水路境界  
 ・埋蔵文化財 ・農地転用

参考まで記載しています。記載した項目以外にも手続きが必要となる場合がありますので、所管行政庁で確認・手続きを行ってください。

※ひとまち:特定公共的施設に該当する場合、確認申請前に、所管行政庁と協議後、確認申請を行ってください。  
 ※省エネ:300㎡以上のすべての建築物、工事着手予定の21日前までに所管行政庁に届出  
 ※リサイクル:解体規模80㎡以上など、工事着手予定の7日前までに所管行政庁に届出

※相談・打ち合わせ・確認等を行った年月日、市町村等、担当課等

調査年月日	市町村等	担当課等	備考
H29.1.20	〇〇市	建設課	道路種別
H29.1.20	〇〇市	都市計画課	都市計画関係、道路種別、他
H29.1.20	〇〇振興局	河川港湾課	土砂法、急傾斜地

調査年月日、市町村等、担当課等を記入し、備考欄には、具体的にどの項目を確認したか簡潔に記入してください。

2mを超えるがけ  
の場合は、  
県条例の検討  
が必要です。